平成31年度 神奈川県予算・政策に関する要望について (個別要望)

	⊢	-477	
項	目	理	由
一只		- 1	ш

1. 土地の利活用について

地域の経済活性化と持続可能な地域づくりにとって大変重要な要素のひとつである定住人口の増加のためには、特に当地域においては、市街化区域のみならず市街化調整区域も含め画一的な人口密度にとらわれない全体的な計画的かつ柔軟な土地利用が求められています。

小田原市では人口が平成12年をピークに減少傾向となる中、将来的に20万人を堅持することが経済界では目標となっております。その目標達成にとって妨げとなりえる当地区ならではの事情を以下に挙げさせていただきます。

(1) 市街化区域

小田原市は地方再生コンパクトシティのモデル都市として 選定され、国は平成30年度から3年間、モデル都市が掲げる 具体的な取り組みに対し集中的な支援を進めるものと思いま す。このモデル選定を機として、「小田原市立地適正化計画策 定」にあたっては、一般的な、人口密度と照らし合わせた一局 集中のコンパクトシティを目指すためのものではなく、小田 原市の歴史・地域特性を踏まえたエリア視点を考慮した、「コ ンパクトシティ小田原モデル」ともいえるものを構築するよ う市に要望しております。立地適正化計画は、居住や都市の生 活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを進め るため、都市再生特別措置法に基づき各市町村が策定するも のであると認識しております。市民・地元事業者の意見やアイ ディアを柔軟に活かし、民間資本が参入しやすい仕組みづく りなど、積極的に反映していただくよう市への働き掛けをお 願いいたします。

(2) 市街化調整区域

小田原市では、市街化調整区域の土地利用の在り方について、現行の開発許可制度による市街地の外延化や宅地化に伴う優良農地の営農環境の悪化などの課題に対応すべく、平成30年11月30日に新たな開発許可制度を施行します。しかしながら、市街化調整区域の土地利用については、小田原市が目指すコンパクトシティを構築し、且つ地域コミュニティーを維持しつつ各地域の活性化を図るためにも同制度の十分な周知が必要であります。施行までの期間があまりにも短く、建設業・不動産業のみならず幅広い業界に十分な周知がはかられるかが疑問であります。地権者の財産権にかかる重要な制度でもありますので、柔軟な土地利活用がなされるよう、施行前だけでなく施行後も十分な周知が図られるよう市への働きかけを要望いたします。また、必要に応じて都市計画法34

条の柔軟な運用など技術的支援を行っていただきますよう併せて要望いたします。

(3) 立地適正化計画

ア 都市機能誘導区域

小田原市は小田原駅を中心とした広域中心拠点や鴨宮駅を中心とした地域中心拠点など、拠点ごとの特色を踏まえたエリア設定を行っておりますが、立地適正化計画は、施策の進捗管理指標や計画全体に係る目標値を居住誘導区域の設定と合わせて平成30年度末までに設定した上で、おおむね5年毎に進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じて見直しを検討するものと認識しています。つきましては時間軸を持ったアクションプランとして運用し、「小田原らしさを生かした賑わいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成」が継続的に図られるよう市への働き掛けを要望いたします。

イ 居住誘導区域

市は①既存ストック(都市機能・都市基盤・住宅)が充実する 区域への誘導②歩いて暮らせる区域(拠点周辺の市街地、公共 交通沿線等)への誘導③災害リスクの高い区域への誘導抑制、 という3つの居住誘導区域設定の考え方を踏まえ、平成30年 度までに設定することとしています。居住誘導区域の設定に 当たっては、関係団体、地域住民の方の意見を伺いつつ、都市 計画審議会等での議論や、パブリックコメント等を行い、積極 的に意見を反映するよう市への働き掛けを要望いたします。

(4) その他

居住誘導区域外の区域で建築物の開発行為を行おうとする場合などを対象に市長への届出が必要となります。つきましては、居住誘導区域外で、生活上の支障や経済的不利益が発生しないよう、保全と対策を要望します。また、市から開発許可行政について県に相談があった際には必要な情報共有や技術的な意見交換など、手厚い支援を併せて要望いたします。

項 目 理 由

2. JR東海道線上り電車 終電の繰下げについ て 小田原駅発車のJR東海道線上りは、小田原駅23時10分発の品川行きが最終電車となっており、小田急線最終電車の00時03分発に比べ約1時間も早く終電となっており、横浜や東京方面に帰るビジネス客や観光客にとって大変不便で、その結果、小田原での滞在時間の減少に伴い消費行動の妨げになっております。

また、23時近くまで営業を行っている飲食業などの店舗においては従業員の帰宅についても考慮しなければならないことから、東海道沿線上り方面での人材確保が難しくなっており、人材確保面でも影響が出ております。

さらに、ラグビーワールドカップ 2019 に出場するオーストラリア代表チームが事前合宿を行う意向を表明したり、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ候補地へのエントリーをするなど、当地域に対する注目度や集客力が高まっていくことが予想されます。

このようなことから、県西地域の拠点としてさらに利便性の強化を図るべく、JR東海道線の上り最終電車の時刻について、せめて小田急線同様の30分~40分後の0時に近い時間に設定していただきたいと願っております。

つきましては、県西地域の経済活性化にも繋がるものと考えておりますので、県におかれましても、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等において鉄道事業者へ要望される際には、活性化の観点から重点的に要望いただきますようお願いします。

項 玾 目 由 3. 箱根地域の国内外観光 箱根町は、多くの外国人観光客が訪れており、今後も、ま すますの外国人観光客の増加が予想されます。 客への充分な対応に そのような中、景観に配慮したピクトグラム(世界共通言 ついて 語)による観光案内板や誘導看板が少なく、早急に対応する ことが必要であり、また、外国人観光客の利便性向上のた め、「箱根Wi-Fi」などの整備が進んでいる状況ではあ りますが、またまだ設置箇所の増設が必要な状況となってお ります。 また、国内観光客に目を移しますと、道路の段差や多目的 トイレの整備など高齢者や小さい子供連れに対するバリアフ リーなど、ハード面のますますの推進も必要であると考えま す。 これらの課題を解決し、国内外での誘客に積極的に取り組 むためのハード面の整備について、さらなる強力な支援を要 望いたします。

項	B	理	由
		- 1-	

4. 各種道路整備について

(1)箱根新道(国道1号線バイパス)須雲川IC上り出口 (小田原方面行き)・下り入口(芦ノ湖方面行き)の新 設について

箱根新道は2011年7月より恒久的に無料開放され、観光客の回遊性の向上に大いに貢献する中、須雲川IC上り出口(小田原方面行き)・下り入口(芦ノ湖方面行き)の新設はさらなる利便性の向上に寄与するものと考えます。

観光客が箱根全体をより広範囲に回遊できるように利便性を高めることは、箱根全域の魅力をより強化し、観光事業の更なる活性化に繋がるものと考えられます。須雲川上り出口(小田原方面行き)・下り入口(芦ノ湖方面行き)の新設について、国への働きかけを引き続き要望いたします。

(2) 足柄幹線林道の整備の強化について

箱根町は地震等大きな災害が発生した場合、道路が寸断され、各々の地域が孤立すると想定されています。そのような事態において足柄幹線林道は、町外を結ぶ迂回道路としての重要な役割を担い、ライフラインとして必要性は重大であります。県におかれましては国の「林道規定」の基準に基づき必要な安全性を確保し、今後も安全が確保されるよう適切に管理されるとのことですが、道路ネットワークの多重化により、地域孤立リスクの低減も図ることができることから、大きな災害にも耐えうるハード面を強化し、安全を担保した施設になるよう引き続き要望いたします。

(3)都市計画道路城山多古線の早期実現について

現在、小田原市周辺において道路整備事業が順次進めて頂いておりますが、城山多古線については、沿道に小田原市役所や小田原市立病院などの公共施設が立地しており、朝夕の交通渋滞が慢性化している中、沿道の工場跡地にイオンタウンが出店する計画を進めているため、交通量が増加することが予想されております。「改正・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けられていただいておりますので、引き続き用地買収や補償交渉を迅速に行うなど重点的に取り組んでいただきますよう要望いたします。

項目即即理由

5. 酒匂川流域下水道事業 における箱根小田原 幹線工事の地元発注 について 神奈川県県土整備部においては、箱根町湯本地区、小田原市風祭及び入生田地区の下水道の未普及解消に向け、平成24年度から箱根小田原幹線の整備を進めておられますこと承知しております。全延長約9.2 Km のうち、これまでに右岸処理場から久野川橋までの約2 Km が完成し、本年度は引き続き小田原市役所前から小田原厚木道路荻窪 IC に至る約1.7 km の管きょを整備する予定とのことですが、工事の発注においても地元に配慮した事業推進をしていただいておりますこと感謝申し上げます。

整備目標では、平成30年度以降も工事の発注が見込まれていることから、引き続き、今後も災害などによる不測の事態に速やかに対応が可能な地元事業者を、その育成の観点からも優先的に取り扱っていただきますよう重ねて要望いたします。

項目

理由

6. 小田原・箱根の木工業 に対する支援につい て (1) 工芸技術所の専門的知識を持った県職員配置について 工芸技術所は、県内工芸品産業の発展を図るため、デザイン、加工技術、塗装の各技術分野から、ものづくり支援、研究開発、人材育成、技術情報連携・交流を事業の柱に昭和1 2年にこの小田原に設立されました。

古くから木工の名産地として栄えてきた小田原箱根においても工芸技術所は技術指導や後継者育成など業界指導に貢献していただき、また館内に常設されている木工機械を多くの木工業者が利用してまいりました。

また、平成29年4月1日から工芸技術所は神奈川県中小企業支援課の管轄となり、翌年には常駐職員が配置されました。

木工芸を取り巻く環境は外国製品との価格競争等で依然厳 しいながらも、伝統工芸のみならず新しいスタイルの製品の 製造に日々取り組んでいる状況であります。

このような時こそお客様ニーズやインバウンド対応も踏まえ、技術指導やデザイン指導など専門的な知識と機械を所有する工芸技術所の機能がますます求められております。また、ここ数年では「雑木囃子」や「いぶき会」などの次代を担う若手育成にもご尽力を賜わり、技術指導をはじめ、この小田原箱根の特性を活かした付加価値の高い木製品製造への助言をいただき業界支援に大変寄与していただいております。

つきましては、工芸技術所の今後のあり方をお示しいただくとともに、木工産業の支援と若手育成、また組合によって 異なる業態のためさらなる専門的知識・実務に精通した職員 の配置・増員についてご高配いただけるよう要望いたします。

(2) 木製品への支援について

当所では(一社)箱根物産連合会と連携して、小田原・箱根地方の伝統工芸である小田原漆器、小田原木製品、箱根寄木細工・木象嵌を神奈川県内はもとより各地域の展示会、イベント等に積極的に参加しPR活動を行ってきております。

平成27年3月から、既存の「木製品フェア」に代わり、中心市街地でのイベントとして、小田原地下街にて「木・技・匠」イベントを2年に1度開催し、限られた予算ながらも木の温もりと文化に触れる機会を提供して、中心市街地活性化の一翼を担っております。

また、箱根物産連合会が「TAKUMI館」を営業し、木製品の販売、若手職人の作品の展示・販売を行うなど若手の育成

項	目	理 由
		指導や販路の開拓、木製品の情報発信に努めております。
		つきましては、神奈川県の名産100選にも指定されてい
		る「小田原漆器」、「小田原木製品」、「箱根寄木細工・木象
		嵌」など次世代に継承していくためにも支援策を含め、従前
		にも増して強力にご支援いただけますよう要望いたします。

項目

理由

7. 富士山噴火災害予想と 自然災害に対する事 業所への配慮につい て 近年の富士山火山防災対策に関しては、噴火警戒対策、物流の移動手段対策、避難計画などの対応が懸念されているところではありますが、山梨県、静岡県、神奈川県を中心に国、市町村、学識者で構成する「富士山火山防災対策協議会」を設立し、3県にわたる防災対策の検討や防災訓練等を実施していること感謝申し上げます。

更に神奈川県では独自で富士山の噴火や降灰などの被害想定を検討されていると思いますが、富士山噴火で県内に降り積もる火山灰は30~50センチ以上降灰する可能性があり、県民にとって健康や交通、インフラ等に与える火山灰の影響による被害は脅威であります。そして、近年の火山活動に対する噴火警戒対策(富士山噴火時の避難方法や公共交通機関の動向、火山灰に対する資産の防御方法や処理の仕方、廃棄方法や収集場所など対策、物流の対策)について、県民はもとより県内企業は何を準備すべきか判断できません。

このような中、企業にとっては噴火時の火山灰収集場所や 廃棄方法(例:鹿児島市「克灰袋」配布⇒廃棄場所)は大変関 心の高い事なので、具体的な指示をいただけますようお願い します。

また、県内へ想定される降灰被害について、各市町村の火山 防災対策の検討及び計画の推進を、小田原市ならびに周辺自 治体への働きかけをいただけますよう要望いたします。

併せて、企業はBCPを作成し災害等に対し備え準備を進めておりますが、今後も企業が安心して操業できるよう、そして従業員等へ十分な安全対応ができるよう、併せてご指導いただきますようお願いいたします。

8. いのち輝くまちづくり 構想推進について

項目	理由
9. 箱根の総合的な雪害対	箱根は平成26年に大雪があり、今年も3月に季節外れの
策について	降雪がありました。マスコミにも大きく報道され、立ち往生す
	る車両が多発することによる大渋滞や、朝から晩まで電車や
	バスを待つ観光客等の姿が報道されました。
	国際観光地として、年間 2 千万人を超える外国人をはじめ
	とする多くの観光客が訪れる箱根ですが、このような状況で
	は、緊急車両も通行できない、あるいは重い荷物を持ち、箱根
	湯本まで徒歩で下る外国人観光客を見ると、とても観光地の
	あるべき姿ではありません。
	このため、積雪時の対策が急務であり、先般、同様の雪害が
	発生した福井県では、国土強靭化地域計画の中に位置づけて
	いくよう計画を策定していることが報道されています。
	箱根においても、安心・安全な社会を実現するため、神奈川 県・箱根町が中心となり、交通事業者、道路関係者、警察、観
	光事業者等多くの関係者が集まり、雪害に関する計画を至急
	定めていただくことを要望いたします。
	LWCV CCCEGEV COST.